

自転車

マナーアップ強化月間

5/1(木) ▶ 5/31(土)

自転車施設・防犯登録も
忘れずに！

新年度が始まってから1か月が経過し、気が緩みがちな5月。
この1か月間は、自転車乗用中の交通事故を防止することを目的に
「**自転車マナーアップ強化月間**」とされています。
正しい交通マナーを再確認し、一人ひとりの心がけと注意で
交通事故の防止を徹底しましょう。



知っていますか？自転車安全利用 5 則

車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

道路交通法上、自転車は軽車両。歩道と車道の区別
があるところでは、車道通行が原則です。

交差点では信号と一時停止を守って、 安全確認

信号に従い、道路標識等により、一時停止すべきと
されている場所では、必ず一時停止をしましょう。

夜間はライトを点灯

前照灯及び尾灯(または反
射器材)をつけなければな
りません。

飲酒運転は禁止

酒気を帯びて自転車を運転
してはいけません。

ヘルメットを着用

改正道路交通法により、自転
車利用者にヘルメット着用
が努力義務化されています。

お問合せ

防災・減災課 ☎0954-23-9223

有料広告

JAさが

正職員募集中！

応募資格 高卒以上(昭和60年4月以降生まれ)

*令和5年以降に 高校を卒業 した方: 別途募集

＼どんなお仕事…？／

詳細はこちら▼

事務

窓口

企画

営業



佐賀県農業協同組合 人事課

0952-25-5190／

saiyo05@saga-ja.jp